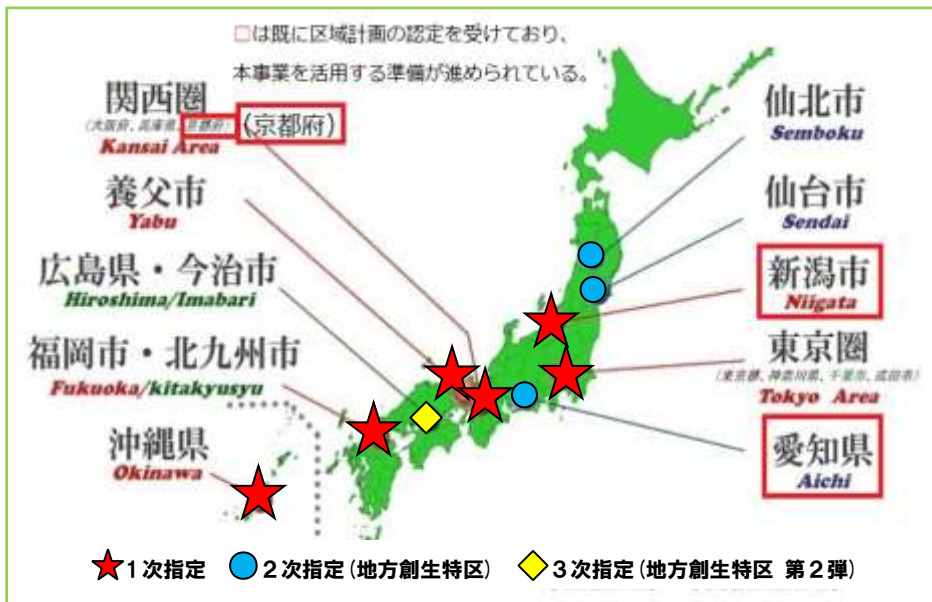




◎外国人材活用と受け入れ側の意識改革

過日この通信(N0.70)でも本県が「**国家戦略特区農業支援外国人受入事業**」での特区地域指定の申請を行っていることをお伝えしましたが、全国でもいち早く H26 に申請したにもかかわらず、以下のように後からの申請した地区に後塵を仰ぐ結果となり現在今秋の第4次での地域指定を目指しています。今議会の委員会審査で、戦略の立て直しをどう計っているのか質しました。

国家戦略特区の指定区域 (H30.6.1 時点)



地域での受入れ準備の状況(H30.6.1 時点)

【愛知県】

- ・適正受入管理協議会設置 (4/26)
- ・事業者向け説明会開催 (4/26)
- ・事業者からの特定期間申請を受付中
- ・農業経営体、市町村職員、JA 職員向け説明会開催予定 (8月上旬)

【新潟市】

- ・適正受入れ管理協議会設置 (5/23)
- ・事業者、農業経営体向け説明会(5/23)
- ・事業者からの特定期間申請を受付中

【京都府】

- ・適正受入れ管理協議会設置予定(6月中)
- ・事業者向け説明会開催予定(6月中)

さて、そのような中で現状においては、本県では外国人就労の国籍別では

①ベトナム(1437人、H29) ②中国(1209人) ③フィリピン(1072人)

の順で、雇用形態は「技能実習」「資格外活動(留学等)」での就労が全体の7割弱(67.7%)を占めています。※留学生は週28時間が就労の上限

委員会審査で本県の農水分野での技能実習生の現況と今後のニーズを質疑したところ「**農業では274人、水産では65人が就労。農業では月平均でプラス300人の人材が欲しく、水産も多くの漁業組合から希望がある**」との答弁でした。

今般製造業における技能実習の受入に関する送り出し機関との連携強化や受入企業の実態調査・体制強化の補正予算が計上されましたので、一次産業についてもそのような事業展開の必要性について意見したところです。

技能実習生が「一企業や一農家等のみで就労せねばならない&3年目で一度帰国しその後継続を希望する場合は実技試験が必須&5年で帰国せねばならない」というものに対して現在申請中の特区ではそのような**制限が外れます**。

タイトルにある「受け入れ側の意識改革」は委員会で以下の意見を述べました。

「**外国人就労は単に各産業の人材の穴埋めではいけない**。地域コミュニティに溶け込み長崎(日本)を好きになってもらうための取り組みと、彼らの日常の相談窓口をつくる必要があるではないか？」県当局から「各自治体と連携をとって取り組む。相談窓口はまず県庁内に設置する」との答弁を引き出せました。今後の展開に注視し関わっていきます。